

## 船員災害防止活動の促進に関する法律

### 1. 案内情報

- 手続名 : 団体安全衛生委員会を設けることができる団体の指定  
手続根拠 : 船員災害防止活動の促進に関する法律第12条第1項  
手続対象者 : 常時使用する船員の数が50人以上100人未満である船舶所有者が、団体の構成員となっている団体。  
提出時期 : の状況になったとき。  
提出方法 : 同法施行規則第8条に掲げる事項を記載した申請書(様式はない)正副各1通を、所轄運輸局長へ提出する。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : なし  
申請書様式 : なし  
記載要領・記載例 : 提出先となる運輸局にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

#### 提出先

北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 5
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 3
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 6
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 2 6
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 2
神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課	0 7 8 - 3 2 1 - 7 0 5 5
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 0 1
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 9 5
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 5
沖縄総合事務局運輸部海運第二課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則第8条  
標準処理期間 : 2週間(支局経由は3週間)  
不服申立方法 :